いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江別市立対雁小学校　令和８（2026）年度版

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者・地域の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について　　いじめの定義は法第２条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの友人と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友人の間の SNS を通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

■　「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。

■　いじめが「解消している」と認められるには、次の要件が満たされている必要があります。

①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも３カ月が目安）。

②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなども交えて判断します）。

■　被害と加害の関係が、比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて対応する必要があります。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

対雁小学校 いじめ防止基本方針 の概要	学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 （いじめ防止対策推進法第１３条）
対雁小学校 いじめ対策組織 （生徒指導委員会） の役割や活動	【生徒指導委員会の主な役割】 ○　学校基本方針に基づく年間計画の実施・検証・修正 ○　いじめの相談・通報の窓口 ○　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有 ○　いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と、保護者との連携に関する対応を組織的に実施 ○　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり ○　特に配慮の必要な児童についての全教職員の共通理解を図る取組

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に、遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。

☞　令和８年度の対雁小学校のいじめ対策組織担当（小野）、もしくは教頭まで。

連絡先 011-382-2004（学校代表電話）

Q１　いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1　いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口に遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童から話をうかがい、対応します。

Q２　「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくならないケースもあるのではないでしょうか？

A2　「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人や保護者と面談等で確認し、場合によって、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電　話）	011-612-5030	祝日･年末年始を除く平日 9～12 時　12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話　（電　話）	011-221-5297	祝日･年末年始を除く平日 ８時 45 分～17 時 30 分



子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm